



平野 広行 議員 無党派

問 都市計画マスタープランの検証を

答 新産業エリアは大変重要

○まちづくりの基本目標として北部、中部、南部地域に区分して地域別構想を設定しているが、その進捗状況について、以下を問う。

問 市全体の人口推移は。

答 (市民生活部長) 平成 28 年度 44,388 人、令和 7 年度 43,366 人で、1,022 人の減少。

問 市全体の外国人の推移は。

答 平成 28 年度 1,352 人、令和 7 年度 2,861 人で、1,509 人の増加。

問 市全体及び中部地域の農地面積の推移は。

答 (建設部長) 市全体は平成 27 年度が約 1,950 ヘクタール、令和 6 年度が約 1,821 ヘクタールで、6.6%の減少。中部地域は平成 27 年度が約 875 ヘクタール、令和 6 年度が約 854 ヘクタールで、2.4%の減少。

問 本市の地域別構想の進捗状況について市長の見解は。

答 (市長) 北部地域は移住・定住等による人口増加につなげていく。中部地域は産業系の土地利用を許容していく必要がある。南部地域は、臨港地区とその背後地それぞれの特徴を生かしたまちづくりを進めていく。新産業エリアは広域的な物流や新規企業立地を推進していく。



問 今後の財源確保は

答 有利な財源の確保に努める

○まちづくりを進める上での財源確保について、以下を問う。

問 都市計画税とは何か、固定資産税との違いは。

答 (総務部長) 都市計画税とは、市街化区域にある土地・家屋の所有者に課税する制限税率 0.3% の目的税。固定資産税は土地・家屋・償却資産の所有者に課税される普通税で、税金の使い道が特定されていない。

問 都市計画税は工業系市街化区域に課税できるか。

答 課税対象になる。

問 全国自治体及び愛知県内自治体における都市計画税導入状況は。

答 全国では令和 6 年度時点で 639 自治体。県内では令和 9 年度より課税予定のあま市を含め 47 自治体。

問 都市計画税の税率は。

答 0.3% を超えない範囲で地方自治体が定めている。

問 令和 7 年 3 月に策定された中期財政計画から、今後の本市の財源確保に向けて市長の考えは。

答 (市長) 多様な方法で財源確保を行い、国や県の補助制度の有無を検証しながら活用し、財政に有利な財源の確保に努めていく。都市計画税は、今後のまちづくりを進めていく上で、重要な財源になると考える。